

## 第1回動物愛護業務強化検討会議事概要

第1回の今回は、主な検討課題である「定時定点引取りの見直し」及び「譲渡の促進」について、事務局から現在の状況について説明した。第2回目から本格的な議論に入る。

### 1 動物愛護に関する現状及び課題について（資料1）

#### 【事務局説明】

- 県は平成20年3月に広島県動物愛護管理推進計画を策定し、平成26年3月にこの計画の見直しを行った（致死処分数75%減少を数値目表としている。）。県はこの計画に基づいて、動物愛護の各種施策を展開している。
- 犬猫の致死処分数については、動物愛護センター開設当初（昭和55年）から一貫して減少しているが、平成23年度の致死処分数が都道府県で最多であった。
- これを受け昨年度（平成25年度）、広島県動物愛護管理推進協議会に作業部会を設け、県獣医師会、動物愛護団体などと致死処分数を削減するための取組みについて検討し、とりまとめを行った。本県は飼い主不明の犬猫の引取り割合が85%と全国（同76%）と比べても高いため、野良犬・野良猫対策（地域猫活動の推進など）を重点課題とし、今年度（平成26年度）から取り組んでいる。
- これらに加えて、県管轄の動物愛護業務（「定時定点方式による引取りの見直し」「譲渡の促進」「効果的な広報活動」など）について本検討会で具体的に検討を行うこととする。

#### 【意見等】

- 県が今年度から取り組んでいる地域猫活動のモデル地区は決まったか（→事務局から現在選定中の旨回答）。
- 

### 2 定時定点引取りの見直しについて（資料2）

#### 【事務局説明】

- 定時定点方式による引取りは、昭和55年に動物愛護センターが開設され、県内13保健所で行っていた業務を集約するに当たり、動物愛護センターから遠い市町や県民に不利益とならないよう、市町村と協議して設けた制度である。
- 定点場所はセンター開設当初の230カ所から徐々に縮小しており、平成23年度から24カ所になり現在に至っている。
- 定時定点による引取り数は昭和55年から一貫して減少しており、平成24年度は1,617頭であり引取り全体（4,486頭）に占める割合は36%である。
- 平成24年度の市町別の引取り状況をみると、東広島市、三原市、尾道市が年間500頭以上と多く、続いて竹原市、府中市、三次市、庄原市が年間250頭以上と多い。定時定点引取りに限ると尾道市、三次市、庄原市が年間250頭以上と多い。動物愛護センターに近い東広島市、竹原市、三原市は定点での引取りは少ない。

- 定時定点引取りの数を、1 か月あたりでみると 3 頭以下の市町が多い。
- 定時定点を 97 カ所から 24 カ所に大幅に削減した平成 23 年度以降、野良犬の保護依頼、糞尿・鳴き声や餌やりの苦情は増えている。
- 定時定点による引取りを行っている他自治体は 6 自治体であるが、定時定点による引取りを行っていても引取り場所が多い自治体もある。
- 住民と直接対話のある市町の意見を聞くためアンケート調査（20 市町）を実施した。「定時定点を廃止したら困る」と回答した市町が 11 市町あった。廃止した場合の影響としては、「犬猫の遺棄が増える（15 市町）」、「野良犬が増える（15 市町）」、「野良猫が増える（19 市町）」と回答した市町が多かった。
- 定時定点廃止に肯定的な意見として、次の意見が挙げられた。
  - ・ 県が殺処分削減に取り組んでいる。
  - ・ 全国的に定時定点による引取りを行っている自治体が少ない（7 自治体）。
  - ・ 定時定点の利用実績が少ない。
- 定時定点廃止に否定的な意見として、次の意見が挙げられた。
  - ・ 動物愛護センターまで遠いため、犬猫を持ち込む市町職員や住民の負担が大きくなる。
  - ・ 犬猫の遺棄が増える。野良猫の糞尿等の被害が増える。
  - ・ 市町に対して引取り依頼があった場合、飼養施設がなく対応できない。
  - ・ 高齢化率が高く自力で持ち込むことができない住民が多い。
- 近年、引取場所を大幅に削減した他県自治体（5 自治体）を対象にアンケート調査を実施した。引取場所を大幅に削減した影響として、「犬猫を捨てる者が増えた」、「野良犬が増えた」、「野良猫が増えた」と回答した自治体はなかった。
- 引取場所を大幅に削減するにあたり心配された野良犬・野良猫の増加について、他県自治体の実施した対策は次のとおり。
  - ・ 各市町村・各警察署における一時保護動物の収容を民間委託により実施した。
  - ・ 県獣医師会・県警本部と連携して動物遺棄防止を呼び掛けるポスターを作成し、啓発に努めた。
  - ・ モデル地域を設けて、野良猫の不妊去勢手術費用の助成など地域猫活動を支援した。
- 引取場所を大幅に削減するに当たり、他県自治体の実施した「引取場所が遠くなった者への対策」は次のとおり。
  - ・ 市町村に対し、犬猫の引取り依頼の取次を依頼した。
  - ・ 地域特性等を考慮しつつ、段階的に引取場所を集約した。
  - ・ 病気等で引取り場所へ持参できない場合、飼い自宅まで出向く、又は近くの保健所等で引取ることとした。
  - ・ 引取場所が集約されることをホームページ、広報誌などで事前に周知した。

### 【意見等】

- 県内の市町は、野良犬・野良猫が増加して、地域の生活環境が悪化することを心配している。一方、引取り場所を大幅に削減した他県のアンケート結果では、野良犬・野良猫や苦情は増えていないということがわかった。

### 3 譲渡の促進について（資料3）

#### 【事務局説明】

- 動物愛護センターは昭和55年に開設した施設であり老朽化している。犬猫の収容施設の構造は処分を前提とした構造であり、個別に収容できる構造になっていない。
- 県動物愛護センターの犬の返還率は、2.1%と全国の返還率29.4%と比べ、かなり低い（野良犬の引取りが多いことが要因として考えられる）。また、猫の返還率は0.1%であり、全国の返還率0.3%と比較しても低い。
- 県動物愛護センターの譲渡率は、10.3%と全国の譲渡率23.9%と比べ低い（野良犬の引取りが多いことが要因として考えられる。）。また、猫の譲渡率は2.0%であり、全国の譲渡率10.6%と比較しても低い。
- 迷子の犬猫を写真付きでホームページに掲載するなど返還に努めているが、収容期間の延長に伴う感染防止対策の徹底が課題である（収容施設が個別に収容できる構造になっていないため）。
- 平成25年度の譲渡数（犬401、猫110）のうち、団体譲渡が占める割合が犬72%（332頭）、猫68%（75頭）と非常に高くなっており、引き続き団体譲渡を推進していく必要がある。ただし、特定の団体に負担にならないよう留意する必要がある。
- 動物愛護センターが実施している譲渡制度については、ホームページや広報誌で周知を図っているが、さらなる周知が必要である（専門業者にポスター・リーフレットの作成を依頼するなど）。

#### 【意見等】

- 県内でも返還数が多い自治体もある。このことは、野良犬の引取りが少ないことが要因と思われる。また、譲渡率が高い自治体は、土日に開館していることが要因と思われる（県も第3日曜日に開館している）。
- ホームページをよりわかりやすくし充実させる必要がある。また、譲渡制度を周知するため、効果的な広報を考える必要がある。

### 4 動物愛護講演会（案）等について（資料4）

#### 【事務局説明】

- 動物愛護の普及啓発活動を推進するため、県民が興味を持つ著名人を講師に招き「動物愛護講演会」を開催する。
- また、誰が見てもわかりやすい啓発用のポスターなどを専門業者に委託して作成する。